

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和2年1月30日(2020.1.30)

【公開番号】特開2018-167215(P2018-167215A)

【公開日】平成30年11月1日(2018.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-042

【出願番号】特願2017-68318(P2017-68318)

【国際特許分類】

B 01 J 35/04 (2006.01)

B 01 D 53/94 (2006.01)

F 01 N 3/28 (2006.01)

【F I】

B 01 J 35/04 301C

B 01 J 35/04 Z A B

B 01 D 53/94 280

B 01 D 53/94 245

B 01 D 53/94 222

F 01 N 3/28 311R

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月11日(2019.12.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0068

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0068】

次に、得られたハニカム乾燥体を脱脂した。脱脂は、450で5時間行った。次に、脱脂したハニカム乾燥体を焼成して、ハニカム焼成体を得た。焼成は、大気中、1425で7時間行った。なお、1200から1425までの昇温は5時間とした。このようにして、実施例1のハニカム構造体を作製した。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0069

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0069】

得られたハニカム構造体は、以下のような領域Aと、この領域Aを取り囲む領域Bとが形成されていた(図2参照)。領域Aは、セル内に突出する突起部の数が、全てのセルに対する突起部の平均個数よりも多いセルによって構成された領域である。領域Aにおいては、図3に示すように、断面四角形のセルの各隔壁から2つずつの突起部が突出し、1つのセルに合計8個の突起部が形成されていた。また、領域Bにおいては、断面四角形のセルの各隔壁には当該隔壁から突出するような突起部が設けられていなかった。即ち、領域Bにおいて、1つのセルの突起部の個数は、0個となっていた。このハニカム構造体は、先端曲率半径Rが0.025mmであった。また、突起部の高さHは、0.14mmであり、セルの水力直径Aは、0.90mmであった。そして、H/A(突起部の高さH/セルの水力直径A)は、0.16であった。更に、得られたハニカム構造体は、全ての突起部について、突起部の側面が隔壁の表面に対して、45°の傾斜角を有するものであった。得られたハニカム構造体は、上記口金の形状が反転した形状と同じ形状であった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0080

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0080】

[総合判定]

圧力損失の評価とLA-4試験の判定に基づいて以下の基準により総合判定を行った。
圧力損失の評価とLA-4試験の評価が共に「OK」である場合を「OK」とし、それ以外の場合を「NG」とした。